(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市大屋町加保字加保坂五八の九四・五八の九五・五八の九七・五八の九九から五八の一〇一まで（以上六筆国有林）、五八（次の図に示す部分に限る。）、五八の八八、五八の八九、五八の九六、五八の九八、大屋町若杉字犬小路一四五の一から一四五の七まで、一四六の一、一四六の四、八鹿町石原字妙見一七五五の一、一七五五の三から一七五五の五まで、一七五五の七、一七五五の九、一七五五の一三から一七五五の一六まで、一七五五の一八から一七五五の三一まで、一七五五の三五から一七五五の三七まで、一七五五の三九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　鳥取県鳥取市鹿野町末用字金山二一八三の一、二一八三の二、二一八四、二一八五の一、二一八五の二、二一八六、二一八七の一、二一八九の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町末用字茶山二三一九、字御坊谷二三二一の一、二三二一の二、二三二三、字谷奥左谷二三三〇、字谷奥右谷二三三七、字愛宕山二三四九の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県鳥取市用瀬町別府字小谷七一〇、七一二、字横谷七一七、字横岩七二一の一、七二一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鳥取県鳥取市用瀬町別府字小谷七一〇、七一二、字横谷七一七、字横岩七二一の一、七二一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十二年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	FENDT 718. 810	210001	エム・エス・ケー農業機械株式会社
〃	〃	210002	〃
〃	ニューホランド GR6－C S	210003	日本ニューホランド株式会社

2　検査成績の概要
検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○経済産業省告示第百六十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、次のように同法第九条第一項の登録をしたので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月八日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録の区分	国内登録検査機関
一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。） 二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）	テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目19番5号